

# 住民監査請求書

沖縄県監査委員 殿

令和7年6月17日

## 【請求の趣旨】

沖縄県知事および関係職員が、平成26年（2014年）から令和7年（2025年）3月までの間に実施した「米国ワシントン事務所」（Okinawa Prefecture DC Office, Inc.）に係る出資および関連支出行為は、地方自治法、地方公務員法等に違反する違法かつ不当な財務会計行為であり、県に損害を生じさせた。

よって、県知事、関係者に損害賠償を請求するよう勧告することを求め、地方自治法第242条に基づき住民監査請求を行う。

## 【第1章 請求の対象となる財務会計行為の概要】

### 1. 1. DCオフィス社の設立と違法出資

沖縄県は、米国政府や議会への直接的な政策提言を目的に、株式会社Okinawa Prefecture DC Office, Inc.（以下「DCオフィス社」）を設立し、1,000ドルを出資した。しかしこの行為は、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項により議会の議決が必要であるにもかかわらず、議決を経ておらず違法である。また、地方自治法第233条第3項、施行令第166条第2項、243条の3第2項などにも違反しており、財務規則、公有財産台帳管理等の行政手続も欠如していた。

### 2. 2. 駐在員の身分偽装と職務専念義務違反

歴代駐在員は、L-1ビザ取得にあたり「沖縄県に直接雇用されていない」と申告し、虚偽の前提で米国に滞在。県職員が営利法人の役員（社長・副社長）として活動していたにもかかわらず、地方公務員法第38条の兼業禁止規定、35条の職務専念義務、ならびに「公益法人等への一般職の派遣等に関する法律」に反していた。

### 3. 3. 業務委託契約の違法性

CORE社との業務委託契約について、契約提案審査記録が存在せず、契約そのものが米国法・日本法双方に抵触する疑いがある。平成27年度～令和6年度までに支出された額は累計で約7億円にのぼる。

## 【第2章 県に生じた損害とその範囲】

1. 違法出資額：1,000ドル（株式100%保有）
2. 駐在員人件費：年額約3,000万円×10年間＝約3億円
3. 業務委託費：平成27～令和6年度累計で約7億円
4. 撤収費用：令和7年4月に1,057万円の支出予定

## 【第3章 法令違反の具体的指摘】

1. 地方自治法・財務規則違反
  - 議決未経由の出資（地方自治法96条1項6号・237条2項）
  - 公有財産台帳未記載（財務規則55条）
  - 経営状況未報告（地方自治法233条3項・243条の3第2項）
2. 地方公務員法・派遣法違反
  - 無許可で営利法人の役員に就任（地方公務員法38条）
  - 職務専念義務免除手続なし（同35条）
  - 非指定法人（DCオフィス社）への違法派遣（公益法人等派遣法2条、10条）
3. 米国法違反（調査検証委員会調査報告書による）
  - L-1ビザ申請の虚偽記載（調査検証委員会報告書15頁）
  - FARA登録での虚偽報告の可能性（調査検証委員会報告書16頁）
  - 年次株主総会の未開催（ワシントンDC法典§29-305.01）

当該行為は、地方自治法第2条第14項（公正かつ合理的な行財政運営）及び地方財政法第4条第1項（財政の健全性）にも明白に違反する。

## 【第4章 監査請求の適法性と「正当な理由」】

令和7年3月28日「調査検証委員会報告書」及び令和7年6月「監査結果報告書」により、初めて一連の違法性・損害の存在が明らかになった。これ以前に県民が財務会計上の行為や損害の実態を知ることは困難であり、「正当な理由」（地方自治法第242条第1項但

書) に該当する。

また、県は意図的に決裁文書・議決資料を作成せず、長期にわたり違法状態を隠蔽していた疑いが強く、住民監査の対象として極めて重大な事案である。

### 【結論】

以上の理由により、監査委員において、以下の措置を講ずるよう勧告されたい：

1. 知事及び関係職員に対する損害賠償責任の追及
2. 今後の追加支出を防止するための監視体制の強化と是正措置の徹底

本請求にあたり、別紙として 1.「事実証明書」及び 2.「資料一覧」を添付いたします。

### 【請求人】

住所：沖縄県那覇市 [REDACTED]

職業：一般社団法人 理事

氏名： 仲村 覚

## 別紙1.事実証明書

### 1. Okinawa Prefecture DC Office, Inc. (DCオフィス社) に関する出資の事実

(1) 出資の経緯 令和7年3月28日に公表された「ワシントン駐在に関する調査検証委員会報告書」によれば、沖縄県は、株式会社Okinawa Prefecture DC Office, Inc. (DCオフィス社) を設立し、1,000ドルを出資したことが明記されている。

(2) 出資の証拠 同報告書には、取締役会で県が普通株式1,000株を1株1ドルで引き受けた旨、またCORE社からDCオフィス社に3万ドルが振り込まれたことが記載されている。

### 2. 議会への報告義務違反の事実

DCオフィス社については、地方自治法第243条の3第2項に基づく経営状況説明書の議会提出が一度もなされていない。

また、令和7年6月の沖縄県監査結果報告書では、DCオフィス社に係る会計帳簿が存在せず、公金の流れについて不明な点があると明記されている。

### 3. CORE社との業務委託契約に関する問題

報告書では、CORE社への業務委託に際して提案審査委員会が開催された記録がなく、契約手続に重大な瑕疵があるとされている。

### 4. 人件費および業務委託費の支出

令和6年2月29日の知事公室長答弁によれば、駐在員の人事費は年額3,000万円、平成27年度～令和4年度までの委託費は合計約5億3,111万円にのぼるとされている。令和5年度予算で、約7494万円、令和6年度予算で、約8000万円となっている。

### 5. 地方公務員法および関連法令違反

地方公務員法第38条（兼業の制限）や第35条（職務専念義務）に違反し、また公益法人等への派遣に関する法律の対象外法人であるDCオフィス社に対して、県職員が派遣された。

### 6. 米国法違反の疑い

調査報告書では、L-1ビザ申請における虚偽申請、FARA登録での虚偽の可能性、DC法典に基づく株主総会未開催等の違反が指摘されている。

### 7. 監査請求の正当な理由

一連の事実が明らかになったのは、令和7年3月28日の調査検証委員会報告書公表後であり、それ以前に県民が内容を知ることは困難であった。

番号	資料名	内容概要	出典・備考
1	ワシントン駐在調査検証委員会報告書	DCオフィス社設立・出資・契約等の経緯	沖縄県HP（2025年3月28日）
2	沖縄県監査結果報告書（令和7年）	会計帳簿不存在、公金流れ不明等の指摘	沖縄県監査委員公式
3	県議会答弁録（令和6年2月29日）	駐在員人件費および委託費の累計額等	県議会会議録
4	知事記者会見発言（令和7年4月11日）	撤収費用1,057万円の公表発言	知事定例会見資料
5	地方自治法抜粋	出資・議決・財務報告 義務の法的根拠	e-Gov法令検索
6	地方公務員法抜粋	兼業禁止・専念義務違反に関する条文	e-Gov法令検索
7	公益法人等派遣法抜粋	派遣対象の法人制限の確認	e-Gov法令検索
8	DCオフィス社登記情報	設立日、株主構成、登記情報等	調査委員会調査報告書 pv6.7.8.9.10頁
9	CORE社契約関連記録	委託手続・審査の不存在、契約内容	調査委員会報告書9頁 他
10	FARA登録情報	虚偽報告の可能性	調査委員会報告書16頁
11	L-1ビザ申請内容	勤務関係の虚偽記載	調査委員会報告書15頁